

第 4 4 号議案

東京都台東区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 6 月 2 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、手数料を新設する等のため提出します。

東京都台東区手数料条例の一部を改正する条例

東京都台東区手数料条例（平成12年3月台東区条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項中「専用端末機」の次に「又は多機能端末機（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項の個人番号カードを用いて、交付を受けることができる民間事業者等が設置した端末機をいう。以下同じ。）」を加え、同表17の項中「専用端末機」の次に「又は多機能端末機」を加える。

別表第2の2保健衛生の部49の項を次のように改める。

49	食品製造業等取締条例（昭和28年東京都条例第111号）第3条の規定に基づく行商人の届出に係る鑑札及び記章の交付（卸売市場内の営業を除く。）	行商人の鑑札及び記章の交付手数料	業種ごとに 1,800円	届出のとき。
		行商人の鑑札及び記章の再交付手数料	1件ごとに 1,100円	届出のとき。

別表第2の2保健衛生の部49の項の次に次のように加える。

49の2	食品製造業等取締条例第5条の規定に基づく弁当等人力販売業者の許可の申請に対する審査（卸売市場内の営業を除く。）	弁当等人力販売業許可申請手数料	1件ごとに 8,800円	許可申請のとき。
		弁当等人力販売業許可更新申請手数料	1件ごとに 5,400円	更新申請のとき。
49の3	食品製造業等取締条例第5条の2の規定に基づく弁当等人力販売業者の許可済証の交付（卸売市場内の営業を除く。）	弁当等人力販売業許可済証交付手数料	1件ごとに 1,400円	交付申請のとき。
		弁当等人力販売業許可済証再交付手数料	1件ごとに 1,100円	再交付申請のとき。

49の4	食品製造業等取締条例第5条の3の規定に基づく製造業者等の許可の申請に対する審査(卸売市場内の営業を除く。)	食品製造業等許可申請手数料	業種ごとに 13,200円	許可申請のとき。
		食品製造業等許可更新申請手数料	業種ごとに 7,800円	更新申請のとき。

付 則

この条例中別表第2の2保健衛生の部49の項の改正規定及び同項の次に次のように加える改正規定は平成27年10月1日から、別表第1の2の項及び17の項の改正規定は台東区規則で定める日から施行する。